

平成30年第4回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成30年6月15日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問
- 第 4 報告第 2号 平成30年度定期監査報告（第1次）について
- 第 5 報告第 3号 平成29年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 6 承認第 5号 専決処分の承認について
「平成30年度羽幌町一般会計補正予算」（第1号）
- 第 7 議案第35号 羽幌町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第36号 羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第37号 羽幌町医師研究資金等貸与条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成27年度～平成31年度）の変更について
- 第11 議案第39号 羽幌町過疎地域自立促進市町村計画（平成28年度～平成32年度）の変更について
- 第12 議案第40号 平成30年度羽幌町一般会計補正予算（第2号）
- 第13 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について
- 第14 発議第 5号 議員の派遣について
- 第15 発議第 6号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○追加日程

- 第 1 議案第41号 産業廃棄物埋立処分場建設工事請負契約について
- 第 2 議案第42号 物品購入契約の締結について
「除雪ドーザの購入について」
- 第 3 議案第43号 物品購入契約の締結について
「ロータリ除雪車の購入について」

○出席議員（11名）

1番 村田 定人 君	2番 金木 直文 君
3番 阿部 和也 君	4番 船本 秀雄 君
5番 小寺 光一 君	6番 熊谷 俊幸 君

7番 平山美知子君
9番 逢坂照雄君
11番 森 淳君

8番 磯野 直君
10番 寺沢孝毅君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒井久晃君
副 町 長	江 良 貢君
教 育 長	山 口 芳 徳君
監 査 委 員	鈴 木 典 生君
農業委員会会長	高 見 忠 芳君
会 計 管 理 者	熊 木 良 美君
総 務 課 長 兼電算共同化 推 進 室 長	飯 作 昌 巳君
総務課総務係長	山 田 太 志君
地 域 振 興 課 長	酒 井 峰 高君
地域振興課政策推進係長	佐々木 慎也君
財 務 課 長	大 平 良 治君
財 務 課 主 幹 兼 財 政 係 長 管 財 係 長	清 水 聡 志君
財務課税務係長	山 川 恵 生君
町民課長兼住宅係長	室 谷 眞 二君
町民課主幹兼環境衛生係長	木 村 和 美君
町民課総合受付係長	蟻 戸 貴 之君
町民課町民生活係長	道 端 篤 志君
福 祉 課 長	今 村 裕 之君
福祉課子ども係長	木 村 謙 彦君
福祉課国保医療年金係長	室 谷 みどり君
健康支援課長	豊 島 明 彦君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥 山 洋 美君
健康支援課主幹兼保健係長	棟 方 富 輝君
健康支援課介護保険係長	金 丸 貴 典君
建 設 課 長	敦 賀 哲 也君
建設課主任技師兼土木港湾係長	笹 浪 満 君

建設課管理係長	宇野延仁君
建設課土木港湾係主査	山平博久君
上下水道課長	宮崎寧大君
農林水産課長	鈴木繁君
農林水産課農政係長	更科信輔君
農林水産課水産林務係長	木村康治君
商工観光課長	高橋伸君
商工観光課観光振興係長	富樫潤君
商工観光課商工労働係長	大西将樹君
天売支所長	金子伸二君
焼尻支所長	熊谷裕治君
学校管理課長	
兼学校給食	春日井征輝君
センター所長	
社会教育課長	
兼公民館長	渡辺博樹君
体育振興係長	
学校管理課総務係長	近藤優樹君
学校管理課学校教育係長	藤井延佳君
社会教育課社会教育係長	高橋司君
社会教育課体育振興係主査	近藤健弘君
学校給食センター主査	宮嶋真奈美君
農業委員会事務局長	伊藤雅紀君
選挙管理委員会事務局長	飯作昌巳君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井上	顕君
総務係長	杉野	浩君
書記	土清水	彬君

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

8番 磯野 直君 9番 逢坂 照雄君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届け出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（森 淳君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問については、昨日の議事日程に記載し、質疑を行いました。5名中4名の一般質問で延会となり、議事を続けることができなかつたため、本日の議事日程に再度上げて、議案審議に先立って行うものであります。

それでは、金木直文君の発言を許します。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、質問いたします。

まず、大きな1点目として、1期目の駒井町政と次期町長選出馬について伺います。4年前の平成26年秋、駒井町長におかれましては大きな決断と希望を持って羽幌町行政のトップとなられ、これまで町政執行の最高責任者として手腕を振るわれてきました。町長としての任期も残り5カ月となりましたが、ついては以下の点についてお聞きいたします。

- 1、この間の町政執行をどう振り返りますか。
- 2、今後の町政の主要施策や課題をどう考えているでしょうか。
- 3、2期目への出馬の考えはどうでしょうか。

次に、大きなテーマ2つ目として、子育て支援の強化によるまちづくりについて伺います。羽幌町では、21世紀の本町を担う子供たちが健やかに育つ環境づくりを進めるために、行政、家庭、地域、企業、学校など社会全体が協力して子育て支援に取り組むための

指針として平成27年4月に羽幌町子ども・子育て支援事業計画を策定しています。また、同じく27年10月に策定した羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略でも子育てのしやすい優しい町を創生するや住み続けたいと思う町を創生するなど、基本目標が掲げられています。そこで、子供医療費無料化を高校生、18歳の年度まで拡充すること、認定こども園など就学前施設を含めて小学校、中学校の給食費を無償化することの2大子育て支援策を実施して子育て世代の負担軽減を図り、人口減少や少子化傾向に少しでも歯どめをかけていくことを提案いたします。

高校生までの医療費無料化については、平成26年12月定例会と27年6月定例会で一般質問していますが、全道の取り組み状況を見据えながら、将来への課題と捉えていると答弁されています。北海道による乳幼児等医療給付事業の市町村における拡大実施状況によると、全道で高校まで無料化にしている市町村は26年4月1日現在14自治体でありましたが、3年後の29年4月1日現在では54自治体にまでふえており、管内では小平町、苫前町、初山別村、遠別町でも実施しています。また、給食費無償化についても前回の定例会で質問をしていたところではありますが、もう少し検討をする時間をいただきたいとのことであります。少なくない一定の予算が必要となりますが、ふるさと納税の寄附金やソフト事業にも充てることのできるとなっている過疎債での充当等も考慮しながら実施すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、大きな3つ目として、高齢者、ひとり暮らし世帯への支援について伺います。今年の1月開催の文教厚生常任委員会で示された介護保険事業計画等についての中で、羽幌町の高齢者となる第1号被保険者数は平成29年4月1日現在2,978人、高齢化率でも27年当初38.99%であったのが29年度には40.7%と増加しています。ひとり暮らし世帯や高齢者世帯については、昨年6月の定例会一般質問の中で高齢者人口の3割が単身世帯、半数近くが夫婦とも65歳以上の世帯となっていることが示されました。高齢者が安心して暮らしていくことができるよう、対策や取り組みがより一層重要になってきています。高齢者世帯やひとり暮らし高齢者に対する見守り強化について、以下質問をいたします。

1、昨年6月定例会一般質問において、各種相談に応じ、関係機関との情報共有の中ではいかい高齢者等SOSネットワークへの登録や緊急通報システムを設置しているほか、町内事業所との見守り協定を締結するなど協力体制を構築しているとの答弁があった。果たしてその実績はどうか。相談件数、どういった関係機関か、SOSネットワークへの登録数、緊急通報システムの設置数、見守り協定の体制など、どうなっているのでしょうか。また、十分に効果を上げているのか、今後の課題について説明していただきたいと思います。

2つ目として、ひとり暮らし高齢者の孤立死を防ぐため、リスクの高い人から家の鍵を預かり、緊急時に解錠し、救出する鍵預かり事業を実施している自治体もあり、実際に救出に結びついた例もあると伺います。こうした事業についての見解はいかがでしょうか。

最後、4つ目のテーマとして、住宅リフォーム助成事業の延長と見直しについて伺います。平成22年度から実施されてきた住宅改修促進助成事業は、3カ年ごとの事業で9年間実施されてきましたが、今年度が最終年度となっています。先月開催の文教厚生常任委員会で次年度以降の事業継続については協議中であるとの説明でありました。今年度も35件の予算枠に47件の申請が寄せられるなど、依然人気の高い事業であり、補助対象となる工事経費でも年間六千数百万円にも上っており、町内建築業など関連業者にとっては営業に大きく貢献しているものであります。よって、まだしばらくは続けていくべき制度であると考えますが、どうでしょうか。今後は申請数が減っていくとの認識であれば、補助対象となる工事額を50万円以上100万円未満、補助額10万円の部を新設するなどの見直しもあってよいと考えますが、いかがでしょうか。

以上4点であります。よろしく願いいたします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 金木議員のご質問1件目、1期目の駒井町政と次期町長選挙出馬についてお答えをいたします。

1点目の町政執行の振り返りについてであります。初めに町長として町政執行を担ってまいりましたこれまでの間、議員各位並びに町民の皆様、そして数多くの関係機関からご理解とご協力をいただいておりますことに、この場をおかりいたしまして心より感謝を申し上げます。私は、ハートタウンはぼろの検証を大きな公約に挙げ、都度議員皆様のご理解を賜り、粛々と検証事務を遂行してまいりました。先般株式会社ハートタウンはぼろの解散に伴い、清算手続きが終了したところでありますが、まちづくり会社としての存続を模索してきた中において、非常に残念な結果であると考えております。また、常日ごろから地域の活性化には第1次産業の発展が不可欠と述べており、これまで関係団体から生産現場の状況や要望などをお伺いしながら、必要な施策を講じてきたところであります。さらには、子育て世代や高齢者の方々が住みやすいと感じられるよう、インフルエンザなど任意予防接種費用の無償化、子育て支援センターの機能充実、介護保険事業計画に基づく認知症対応型グループホームの整備、介護従事者確保に向けた支援制度の構築など、さまざまなニーズに応じた取り組みを進めてまいりました。そのほか、し尿前処理施設の稼働や新たな産業廃棄物最終処分場の建設など、長年にわたる懸案事項の解決に向け計画的に取り組んできましたほか、将来に向けた公共施設の集約や整備などの指針となる公共施設マネジメント計画を策定したところであります。私といたしましては、本町の現状や社会背景を踏まえつつ、将来を見据えながら、限られた予算の中において誠心誠意町政執行に尽力してきた所存であります。

2点目の今後の町政の主要施策や課題についてであります。これまでの基本的な考え方に変わりはありません。本町には山、川、海などの豊かな自然、天売、焼尻といった特色を持った島があり、これらのすばらしい環境を守りつつ、後世に引き継ぎながら、基盤産業を中心とした振興、発展を図ることが重要であると考えております。人口減少が進

む中、医療、福祉、教育、子育てなどあらゆる面において町民の皆様に対する良好な生活環境の提供が課題であると考えております。

3点目の2期目への出馬についてであります。金木議員のご質問によって表明の機会をいただいた形となりまして、大変恐縮ではありますが、私の持つ町政への思いやただいま述べました課題へ全力で取り組む決意であることを申し上げ、2期目へ向けた出馬表明とさせていただきます。

次に、ご質問2件目、子育て支援の強化によるまちづくりについてお答えいたします。当町における医療費助成については、道内の実施状況と後年度の財政負担を見据えながら拡充を行っており、平成24年度には所得要件の廃止と小学校卒業までの一部負担金を無料化、平成26年度からは対象範囲を中学校まで拡大しております。道内の医療費助成については、75%を超える市町村が独自の助成制度を導入しており、対象を高校生まで広げた自治体が3年前に比べて約4倍に増加していることは承知しております。しかし、当町においては、国保の減額調整措置の見直しや都道府県単位化に伴う影響などを見定めるため、さらなる医療費の拡充は見送ってきたところであります。医療費の助成は、子育て世代の経済的支援として有効であることは理解しておりますが、後に有料化することが困難な制度であり、後年度において恒久的な財源が必要となります。さらには、平成31年10月より実施が予定されている幼児教育、保育の無償化により新たな財源が必要となることも想定されますことから、その内容も見定め、判断してまいりたいと考えております。

また、給食費の無償化については、食育の観点からも効果的であるとの認識はありますが、医療費助成と同様、毎年恒常的に一定の予算が必要となることに加え、ふるさと納税については既に任意予防接種費用の無償化に活用しており、過疎債についてもソフト事業というくくりの中で充当額に上限がありますことから、財源としての確保は難しく、現時点において無償化は考えておりません。

次に、ご質問3件目、高齢者、ひとり暮らし世帯への支援についてお答えいたします。初めに、1点目の実績等についてであります。高齢者等に関する相談件数は年間で1,000件程度寄せられており、相談内容はさまざまであります。情報を共有する関係機関としては、相談内容が徘徊の場合は羽幌町はいかい高齢者等SOSネットワーク協力機関となり、代表的な機関としては羽幌警察署があります。次に、SOSネットワーク登録者数、緊急通報システムの設置数及び見守り協定の体制であります。平成30年5月末現在でSOSネットワーク登録者数が7名、緊急通報システムの設置数は市街地区が36台、天売地区が4台、焼尻地区が3台の合計43台となっております。見守り協定は、現在までに9団体、13事業所と締結しており、各事業所の業務の中で高齢者等地域住民の異変に気づいた場合、その情報を町へ通報していただくこととなっております。具体的な内容は、郵便受けに新聞や郵便物がたまっている、数日にわたり洗濯物が外に干したままになっているなどで、緊急を要する場合は警察署及び消防署に直接通報をすることとしております。この協定に基づく通報により安否などの確認ができた事例がありますほか、緊急通

報システムでは委託業者による月1回の安否確認や相談対応がなされておりますことから、高齢者やそのご家族などの日常生活の安全と安心の確保の一助になっているものと考えております。今後の課題といたしましては、地域との交流を好まない高齢者に対する助け合い意識の向上、体制構築が挙げられます。

2点目の鍵預かり事業についてであります。この事業は孤独死などの事故予防などを目的として平成24年度に大阪府寝屋川市社会福祉協議会が全国に先駆けて実施したものであり、議員のご質問にもありますように、実際に救出に結びついた事例もあり、有効な手段であるとの認識はありますが、一方で自宅の鍵を他者へ預けることに対する不安、他者の鍵を預かる責任の重さや責任の所在など、課題も多くあるものと感じております。1点目のご質問でも申し上げましたが、各事業所等との間において協定を締結しており、通報により安否が確認できた事例もありますことから、当面は見守り協定や緊急通報システムといった既存制度の活用重点を置いて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ご質問4点目の住宅リフォーム助成事業の延長と見直しについてお答えいたします。住宅改修促進助成事業は、住宅改修工事及び建設設備工事に係る費用の一部を助成することにより住宅の改修を促進し、快適で良好な住環境の整備、町内建設産業の振興及び雇用の安定を図ることを目的として平成22年に開始し、9年間実施してまいりましたが、その目的はほぼ達成されたものと考えておりますことから、事業の延長は考えておりません。

以上、金木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず最初の1点目について、町政と次期出馬ということについてお聞きをいたしました。答弁の中で、2期目も全力で努めていきたいという表明をいただきました。大変大きな決断をこの場でいただきまして、敬意を表したいと思います。まちづくり会社としての存続がならず、非常に残念な結果であるというふうにも答弁されましたが、これは残念な結果というのは、会社が存続されなかった、させることができなかったということに対することだろうと思います。ほぼ4年、1期目を終えられる時期になって、そして立起表明をされたときにも大きな公約として掲げられたハートタウンの検証という問題であったと思いますが、公約として掲げたその検証作業そのものについての町長の評価なり思いなり、どのように振り返るか。これは聞かないで避けて通るわけにはいかないと、一有権者としても有権者の代表である議員の一人としても、最大の公約、町長ご自身がどう考えているのか、どう評価されているのかということについてまずお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 金木議員の、ハートタウンの最終的な終わりを迎えたわけで、そのことに対する検証に対する考えということでございますので、私自身は検証は不十分で

終わったのかなという気持ちはしておりますが、しかしながら議会の議決をいただいた中で検査と申しますか、そういったものになりましたので、ああいう結果になりました。それは、私自身としても受けとめなければならぬ現実、事実であるなというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 不十分であったかなという、そういうお答えではありますけれども、確かに事実経過としては一度提案をされた予算案否決をされ、その後の修正をする形での2度目の提案で一部予算も減らし、調査する項目も減らしながらの検証作業になったということは確かに事実でありました。ただ、最初の議会でたしか全員で否決したかと思いますが、その否決した理由にも議員一人一人いろんな理由がありまして、全員が検証作業は必要ないのだということでの否決ではなかったと。当時2年前、たしか私ももう一人の議員も検証結果についてどうなのかということで一般質問をした経緯があります。今回その議案も読み直してまいりました。さらに検証は考えないのかというようなこともやりとりしたと思っておりますけれども、当時はいろんなまだ本当にホットな問題でありまして、私などもかなり緊張しながら質問させていただいたなという思いもあります。ただ、4年たって、十分に果たしたとは言えなかったということもやはり事実として受けとめなければいけないのかなと思います。

この問題は、一応は終止符と申しますか、おさまった形ではありますけれども、そのときにいろいろ次につなげる経験として活用していくのだということも盛んに言われていたと思うのです。ですから、二度とこのようなことが起こらないようにどうしていくべきか、あるいはその時々必要に応じて振り返りながら今後の事業についてもきちんと遂行していくということも盛んに言われていたと思うのです。そんなことも含めて、議決によって狭められたということはありませんが、十分にこの検証を活用しながら、もし次の2期目ということで担われるのであれば、どのような思いでこの経験を生かしていくのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 大変言葉が足りなかったようで、おわびを申し上げますが、そのことにつきましては今後もああいったことが起きないように、皆さんに十分相談しながら進めてまいりたいと思っておりますし、今現在ありますハートタウンの建物につきましても担当課と十分協議をしながら、赤字にならないように、さらなる財政負担が厳しくならないように十二分に調査しながら進めるようにやっているとございますので、そういった気持ちには変わりはないことをご理解いただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それで、今後の主要施策についてはどう考えますかということでお聞きいたしました。基盤産業の振興や発展を初め、医療、福祉等々という問題、こういった課題は不変の課題と申しますか、常に考えていかなければならない問題として、産業

基盤だとか、そういったことが必要だとは思いますが、当面抱えている課題ということについてはどうなのでしょう。引き続き主要施策を進めるということのほか、いわば臨時的というのか、現在羽幌町はこういった問題を抱えている、新たな問題で今後は手をつけていかなければならない、検討を始めなければならぬ課題ということでは、新たな問題ということで町長が何か心に秘めている課題というものはないでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 新たな課題ということで、2期目については先ほど申しましたようなことですが、課題としては現実的に私が約4年間、3年半ですか、経験した中では、やはり1次産業が大事であるということで、我が町には農業があり、漁業があり、そして今衰退と申しますか、林業もあるわけですが、林業も大変大事にしなければならぬ問題でございます。そういった産業があり、また観光にも貢献しております天売、焼尻島があり、そこには環境省のお世話になっております海鳥があり、また酪農学園でありますとかということにお世話になっておりますサフォークの綿羊がありといったことで、さまざまな自然、産業、そういったものが非常に多い町であるというふうに私は感じております。それで、今回もご質問いただいております子育てでありますとか老人の問題につきましては、少子高齢化と言われ、人口が減っているというようなことで、どうにかしたいというような気持ちでございますが、この課題については方向、妙案というものはないようでございますので、少しでも今ある産業、地域を大事にしながら、後世へつなげていきたいというのが本当のところの私の気持ちでございますので、特にこれをやるというようなことは、全然ないというふうなわけではございません。課題となっているものを少しずつ、できる予算の中で進めたいというふうに思っているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 述べられた1次産業や観光の問題等々は、確かに大きな課題であるし、施策として3本柱というのか、4本柱、その中に当然入るような課題だと思うのですが、私も議員として活動し、また町長自身も町長になられる前の議員時代にもこの問題ずっと引き続き委員会等でも審議しながら、果たして進んでいるのかどうか、ちょっと疑問に思う課題も具体的に私はあるのです。1つは、きのうの一般質問でもありましたけれども、旧宮坂の問題です。これはこの二、三年ぐらいの間の問題ではありますけれども、これだけ言えば一つの1本の質問になってしまいますから、今日は余り掘り下げつもりはありませんけれども、宮坂の問題、もう一つ言えば、港に関連して福寿川の補修の問題も私は大きいだろうと思っております。これも毎回いろんな場で質問をしたり、委員会等で取り上げて、福寿川の根本的な改修に向かっているかどうか。雪解け時期にはきちんと部分的な補修、その年度、年度で最低限のと言いますか、必要な部分の補修はしていますが、本来の護岸工事でありますとか、福寿川の補修という面では進んでいないと。漁協関係者の口から出るのは、この問題一体いつまで要望したらいいのだろうか、毎年

要望しても全然進んでいるように見えないというふうにも以前伺ったことがあります。私は、私のこの間の議員の活動を通じて羽幌町の今の課題としてとりわけ言えば、宮坂の問題と福寿川の問題、これを何とか。今すぐ、確かに1年、2年で全部解決はしないとは思いますが、何か検討が進んでいるよとか、解決に向けて1歩、2歩踏み出しているよというような、そういった流れにしていく必要が私はあるのではないかなと思っております。そういう認識では町長、いかがですか、同じ認識に立っておられるかどうか伺いたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 大変将来にわたって大事なご質問ですので、通告からはちょっと外れるのかなという思いもありますが、将来にわたってということであれば入るのかなという思いで、私も同じ気持ちでいるというふうに自分自身では申し上げれるというふうに思っております。ただ、先ほども申しましたが、さまざまな課題を持っている中で、財源でありますとか、方法でありますとか、またその権利、義務関係でありますとか、そういったものを調べていきますと、さまざまな障害があるのもこれ事実でございます。漁業の方からは再三再四にわたって要望ということで伺っておりますし、現実には議員の方からも1人や2人でなく、金木議員おっしゃるとおりご要望として何とか将来にわたってということで、私も気に病むという言い方は適切でないので、気持ちの中には持っているというふうな言い方がいいかと思いますが、夜も寝ないで考えているわけではございませんが、折に触れて忘れないようにまた思い出して、何か方法はないかというような気持ちではおりますが、なかなかその方法、財源等も含めて前へ3歩も4歩も進むという状況にないということでございますので、もう少し時間をいただきたいというふうに思っている事柄でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 町長としても気にはとめている課題であるというようなお答えであったかと思っております。これ以上掘り下げますとそれこそちょっと外れていく方向になるかもしれませんので、また機会を見まして。財源等についても私は私なりの考えなどもありますし、どのような手法で検討していったらいいのかということも私なりに考えているものがありますので、また機会を見てこの問題掘り下げさせていただきたいと思っております。

次、大きな2点目のほうに移りますが、子育て支援ということでのまちづくり、問題はまちづくりなのです。この2つの事業をやるか、やらないかということだけに固執しているわけではなくて、そういったことも含めながらまちづくりにつながっていくことができるのではないですかということで質問をいたしました。2大子育て支援と私勝手に名前をつけましたが、なかなか受け入れてもらえないというのは残念ではありますけれども、ただ答弁を熟読しますと、頭から否定をしているという答弁ではないのかなと思っております。必要性は認めるとか、考えるとか、そういうような答弁がありましたし、検討も必要

だとか、そういう文言もあったと思いますが、なぜ私がこの2つにこだわるかと、医療費と給食費であります。前回3月の定例会でも一般質問に立たれた方、ほとんどの方が子育て支援関連の質問だったと記憶しております。この中で、お金の使われ方、現金を支給するような制度であってはきちんとその趣旨に合った使われ方がされるかどうかというところでの考えが町長もあるとたしかおっしゃったと思うのです。給食費、医療費であればほかに使いようがないわけですね。医療費に使われる。給食費に使われる。それは徴収免除になるわけですから、使われることには間違いはないということで。もう既に道内では、この医療費と給食費を無償にしている、高校生までの医療費、学校給食も小中学校も無料にしているという自治体も既に当然あります。幾つかあるのはもうご存じなのかもしれませんが、私のほうの道の資料などをもとに私なりに独自に集計をしましたけれども、道内では北竜町、浦臼町、上川町、道東の白糠町などなど10の町村でこの2大子育て支援を実施しているようであります。

1カ所、私が子育て支援がまちづくりにつながっていると、その例で特に紹介したいのは、北海道から遠く離れるのでありますけれども、大分県豊後高田市であります。人口2万2,800人、市のホームページを見ますと、自治体名、豊後高田市という自治体名がホームページにありまして、その下に帯状に市の紹介文が流れるのです。その紹介文の何パターンかあるその一つに、4月1日開始、幼稚園、小学校、中学校の給食費、高校生までの医療費、矢印をして、大きく無料、人口増に向けて豊後高田市は子育てを応援しますというのがその市のキャッチフレーズとしてホームページでPRしている。豊後高田市では、昨年4月に市長選挙がありまして、この公約を掲げた新人候補が現職を破りまして当選をしました。この2つを市レベルで無料にしたところは、全国初というふうにも言われております。市長が挨拶の中、ホームページで市長の挨拶というのがあるのですが、その中では、人口の社会増を達成したとも書かれていました。社会増ということは、自然増ではありませんから、亡くなった方、生まれた方の数は抜いて、ここから移転をした、また転入した、その人の移り変わり、移動の差を見たら社会増ということではありますが、そういうことにもつながっています。

町長は、前回3月定例会の中では、子育て支援、一度に現金を支給するのではなくて、成長する過程に合わせた支援が必要だというふうにおっしゃられたと思います。覚えていらっしゃると思いますが、そういう考えは私いいと思います。ですから、18年間かけて、18歳まで無料にするのですから、18年をかけてこつこつと支援をする事業になるわけですから、ぜひ2期目へ挑戦されるというのであれば、これが即人口増とはならなくても、人口減少緩和策として私は非常に有効だと思います。あと5カ月ほど立起までであると思います。ぜひこの問題について研究、検討していただきたいと私は切に思っておりますが、改めて、すぐさっき言った答弁を翻すような答弁はないのかもしれませんが、こういった事例を見ながら自分なりにちょっと研究してみたいとか、検討してみたいというお考えになるのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 金木議員から子育てについて医療費であるとか、給食費であるとかいうことで無償化についてのご意見を再度、これからの例えば任期までの5カ月ですか、さらにもしもということでも再選された後でも考える気はないかということですが、今回改めてこうして一般質問という形で質問をいただきましたので、担当者とも協議をいたしました。その結果がこの答弁書でございますし、ここに書いてありますように、予防接種の無償化に活用しておるといようなことで、子育て支援金については前回お話ししたとおりでございますが、その折に、任期の最初のほうだったと思いますが、それにかわるものということで健康支援課と相談した結果が任意の予防接種、これに向けてといつか、向かったわけでございます。それも当初最大限800万といような予算になりまして、よく言います単費でそれだけといのはちょっとといことで減額したら、結果的には担当でやると言っ、それはないでしょうといことになりまして、ほとんどやったわけでございますが、現実的にはこれは受けないと費用が出てこないものですから、500万程度と、500万を切っているような状況でございます。

そういった中で、給食費などにつきましては過疎の道もあるということですが、当町はご存じのように炭鉱閉山以来過疎の道をずっと進んできているわけでございます。そんな中で、過疎債の使い道については十二分に研究されているといいますが、さまざまな分野でこれを当てにして仕事をやっているわけでございます。そんなわけで、そこに余裕がないというのが現実のところであるようでございますので、私も今回のこの答弁書のとおり、諦めたといいますが、まだ時期尚早だなといような感じを持っているところでございます。そんなことで、これからの5カ月の間にこの無償化について、選挙に向けてあめを出すとい言い方がいいのか、ちょっとわかりませんが、それはできないかなといふうに思っております。そんなことでご理解をいただければありがたいなと思っております。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 今日の答弁としては承っておくといしか私も言いようがありません。ただ、私は、この先恐らく議員として活動することができるのであれば、この2つの事業、ライフワークとして取り組んでいく決意を込めて今日またお話しさせていただきたいと思います。

それで次、高齢者、ひとり暮らし世帯についての支援についてに移りたいと思います。高齢者、ひとり暮らし世帯について今回なぜ取り上げたかといますと、ある新聞に鍵預かり事業というのがありまして、私これまで全然認識がありませんでした。道内でも何か所かやっているようだといことでもありますので、羽幌町ではどうなのだろうか、こういった事業まで果たして必要なか、必要でないか、その辺も含めて一回聞いてみようといことで、高齢者、ひとり暮らし世帯についての支援といことで一応テーマを考えました。それで、現在羽幌町はどんな支援があるのか、ひとり暮らし支援があるのかとい

うことを調べようと思ひまして、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、これはたしか5年ごとか、何年ごとかの見直しで今第7期の計画書になっていると思ひます。ホームページを見ますと、前々回の第5期の平成24年に策定した計画しか載っておりませんでした。私は議員ですから、今年3月のこの冊子は手に持つてはいたわけですがけれども、まずホームページで更新されていないというのは何か事情があるのか、忘れていたのか、更新するほどの、ちょっと失念であったのか、まずその辺、大変不粹であります、細かいことで恐縮ですが、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時49分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康支援課長、豊島明彦君。

○健康支援課長（豊島明彦君） お答えします。

健康支援課のほうでこれからホームページのほうにアップしていく予定でありますので、その旨ご理解いただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それ以上は申し上げるつもりはありません。なるべく、ほかのいろんな事業計画、古いものと比較して載せておく必要があるのだということ消してないのか、その辺もわかりませんが、迅速な対応をお願いしたいということです。

それで、第7期のほうをめぐりながら調べてみたのですが、ひとり暮らし高齢者対策、非常にわかりづらいというのが印象です。確かに拾っていけばないわけではないのですが、いろんなごちゃ混ぜというのか、特にひとり暮らしに向けた対策ということではなくて、高齢者の権利擁護対策の中にひとり暮らしという文言も出てくるのですが、確かにわかりづらいということが印象です。

見守り協定についての答弁の中で9団体、13事業所というのが出てまいりました。この9団体の中に各町内会は含まれているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、豊島明彦君。

○健康支援課長（豊島明彦君） お答えします。

含まれておりません。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） てっきり含まれていると思ひていたのですが、ということは警察署とか消防署とかということになると思ひますが、全部でなくてもいいのですが、どのような団体なのか。13事業所、事業所ですから、いろんな会社とか事務所とか、そういう関係だろうと思ひますが、9団体の主要な団体でいいので、ちょっとお聞きしたいと思ひ

ます。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、豊島明彦君。

○健康支援課長（豊島明彦君） お答えします。

まず、日本郵便局株式会社羽幌郵便局、それから生活協同組合コープさっぽろ様、それからオロロン農業協同組合様、あと町内にあります各新聞の販売所様などでございます。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） ということは、町内会が入っていないというのはちょっと意外ですが、社会福祉協議会のほうで実施しております小地域福祉活動というのを社協さんで実施しているようなのです。小地域福祉推進事業、社協さんの中では幾つかの町内会さんが登録してというのが正解なのか、社協さんのほうに一応申し出て、我が町内会ではいろいろ高齢者向けについて事業をお手伝いしますよというようなことで、今10カ所ぐらいの町内会が社協さんとの連携でいろいろ取り組んでいる。いろんな集いをやったり、講習会や勉強会を開いたり、たまにはレクリエーションなんかも開いたりということで、そんな中でその地域にいる、町内にいるひとり暮らし高齢者にも声をかけながらいろいろ活動していくということですが、この事業、自治体として羽幌町としてこういった社協さんの活動とどのような関係なのか、全く関係ないのかなというような気もするのですが、その辺の押さえ方、連携の仕方、社協さんとの高齢者に対する見守り活動も含めたそういった連携というのは実際どうなのでしょう。やっておられるのか、いないのか。社協さん任せなのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時54分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康支援課長、豊島明彦君。

○健康支援課長（豊島明彦君） お答えします。

町としてのかかわりはありません。当町のほうとして把握しているのは、社会福祉協議会の独自事業として社会福祉協議会様のほうで行っていただいているということで把握しております。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それはそれでもいいのかどうか、私もわかりませんが、実は社協さんに先日伺って、こういった取り組みをしているのですと、高齢者向けについてはやっているのですということで資料もいただいてきました。社協さんとしては、まだ10カ所ぐらいかな、南町、幸町、それから19町内会、18町内会、ちょっと場所がよくわかりませんが、10カ所ぐらいしかないのもっともっと多くの町内会の皆さんが高齢者の

問題、そういうふれあい活動に取り組んでもらいたいのだと。できれば、全町とは言わず、広くやっていただければ、その費用も社協さんのほうで助成金みたいなものも支給できるので、そういった予算も使いながらいろいろ取り組みをしてもらいたい。町とも連携をしながら、例えば方面委員というのか、町も交えた形で広めていきたいというようなことも何か言っていたと思うのですが、そうではなかったですか。違うなら違うで、私もただ聞き及んだ程度なので、ちょっと不正確かもしれませんが、違いますか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、豊島明彦君。

○健康支援課長（豊島明彦君） お答えします。

そういう事業が当町のほうとしてあるという認識は持ってはおりますが、具体的なお話として町のほうにこれから協議、協力を求めていくというような中身でのお話については今現在の状況では確認はしておりません。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 本論に戻しますが、見守り事業をしていくということであれば、家族以外の一番身近な団体といえば町内会ではないですか。同じ町内にいる近所のひとり暮らしのお宅でちょっとおかしいとか、新聞がたまっているなど、すぐ目につくのは近所の人だと思うのです。ですから、見守り協定をするのであれば、町内会も当然含めたものだと私は思っていました、その辺の考えはいかがですか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、豊島明彦君。

○健康支援課長（豊島明彦君） お答えします。

町内会独自の活動というもので見守りをしていただけるということについては、大変有意義ですし、ありがたいことだということでは思っておりますが、羽幌町と各町内会様と協定を結ぶというところについては今現在想定はしておりません。ただ、それは否定するものではありませんので、今後検討するところにはなろうかとは思うのですけれども、今現在としての率直な思いといたしましては、各町内会のほうでそういう独自の事業をやっていて、その見守りの活動の中で何か異常を発見した場合については、協定書を結ぶ、結ばないにかかわらず、町のほうにこういう異常がありますよというご連絡をいただければ、町のほうとしてでき得る活動という形では行っていきたいということでありますので、その辺についてはご理解いただければいいなというふうな思いであります。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） わかりました。

それでは、もうちょっと鍵預かり事業についてもやりとりしたかったのですが、時間がだんだん迫ってまいりましたので、後日この点については担当課のほうに伺いまして、もうちょっとお話しさせていただきたいと思っております。

最後のテーマの住宅リフォームの助成事業についてお聞きをします。事業の延長は考えていないという答弁に私はちょっと驚きました。えっ、なぜ、まさか、うそでしょうというのが第一印象です。始まりがあれば、いずれ終わりがあるというのは哲学的にいえそ

うかもしれませんが、それではなぜ今なのと。今回は目的はほぼ達成されたものというふうに答えられていますけれども、そう考えられた理由、根拠はどういうところでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） この件につきましては、担当課とも協議をして、担当課では今年度やる事業についても応募が多くて、12件でしたか、漏れた方もいらっしゃるということで、続けてほしい旨の話がありましたが、一部の業者で割り当てをとるか、当たった工事をこなせないという事案が毎年何件かこのごろ起きているわけです。そんなことの整理もしなければうまくないというような気持ちで、担当課にいろいろできないか、そういうことにならないようにできないかという話をしてみたのですが、担当課でもどうもうまくないというようなことで、そのまま続けたいという話だったので、それではせっかく当たっても、翌年にまた優先的と、外れた人は優先的にやらせてもらえるというような話もありますけれども、期限が来てできなかったということになるとそのまんま、わかりやすい言い方で申しわけないですけれども、できないということになりますので。それから、この財源が今単費になっていますので、そういったことももう少し考えなければ、私に直接言われた方もおられまして、住宅が足りないというような状況の中で、ご自分の住宅にお金が当たるといような、家を持って余裕がある人にそういうお金をやるのかと言う人もおられましたので、それが全面的な結論の理由ではございませんけれども、住宅のほうも整備をしなければならぬし、今年度は、きのうでしたか、お話ししました社宅についても助成を出すような格好で住宅に対する補助を一応少し広げましたので、少し時間を置いて、そういうことが起きないような取り組みが業界の中でできるのか、できないのか、そういったことも考えてもらいたいなど。それで、私のほうも少し時間を置いて、再度やるなら、また何年かたつのかわかりませんが、今のところそういう考えはございませんのであれですけれども、少し時間を置きたいという考えでこういった答弁になったわけでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） そうであれば、この事業を続けながら検討するということはできるのではないですか。30件の中で47件、それほどぜひ使ってやりたいという声もあり、そして事業者にとってはオーバー受注と言ったらいいのか、そんな状況もあるのは事実なのかもしれませんが、でもできる人はちゃんとできているわけですから、そういった事業も進めながら、まだ不十分なところ、まずいところは修正、見直しをしながらということでは私には思いますが、3年前も実は私同じ質問をしています。3年前、今回3年延長するかどうかがまだ決まっていなかったときに、そのときに町長何とお答えになったか覚えていらっしゃいますか、まだ需要があると認識し、延長したいと答えられたのですよ。需要あるでしょう。確かに不足な点とか、ちょっとまずい面も出てはきつつも、まだ需要があるのですから、私は続けるべきだと思います。町の活性化なり、建築関連業者の振興ということも当然ありますし、1次産業が大事だということ、そういう思いもありますけれど

も、1次産業をしっかり支えていくためにも、町で暮らす例えば商店であったり、中小業者であったりというところが相まってきちんと営業されていかなかったら、その町だって成り立たないわけですから、非常にこの9年間、業者の方、もちろん町民もそうですけれども、関連業者の方も喜んでいただいているのですよ。ちょっとこの点については私は納得いかないといいますか、何で今なのか、急に、委員会に何にも打診もせず、もうやめると言ってしまったのかというのが私もちょっと合点がいかないところですが、どうなのですか、本当にやらないのですか。ちょっとまた時間置いて、再度見直しをするとか、明日、あさって、聖徳太子祭が神社で行われますよね。大工さん方、建築関連業者の方々のお祭りです。町長、行かれるのですか。わかりませんが、明日の祭りの雰囲気どうなるのかなと、町が今年建てると予定していた小学校、中学校の教頭の住宅も中止になった。来年からはリフォーム助成もなくなると。明日集まる大工さん方、もしそういう場に行かなければならないとなったらどんな顔して行ったらいいのか、私もちょっと不安な気持ちがあるのですが、改めて、時間も無いと思いますが、町長のその辺の見解再度、ちょっと考え直すのかどうか、もう一回お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 残り2分です。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 大変言葉はやわらかく、中身は厳しくという質問で、喜んでいいのか、大変ありがたい質問と言っていいのか、まず聖徳太子祭に行くのかというお話でございまして、それはちょっと用務がありまして、個人的な用と、それから日曜日は公務でちょっとおりませんので、幸いといいますか、今回は出れないようでございまして、今改めて金木議員の質問でよかったかなと思っておりますが、先ほど申しましたような理由がございまして、私の中には過去にできないときもありましたし、そんな中で、金木議員が今おっしゃられましたように、3年前でしたか、事情があつて再度復活したというようなことで、今年ももうやめそうだということで、業者の方も今年で最後のようなことからというようなことで受注も進んだようでございます。そんなことで、一回やめてみるのも次の状況を見るために私は必要かなと思ったわけでございます。議員が今おっしゃったようなことは重々私もそのとおりだというふうに思っております。それで、続けるのも当然だということも当然だと思っております。しかし、先ほど申しました理由などがありまして、もう一度内部とも協議をしながら考え直すとか、そういったものを見直すということも必要な時期でないかなといいますのも、9年やったという実績もございまして、実績で続けることも必要ですが、片方に不都合が出ているということもやっぱり見なければならぬのかなというふうに私は思っているわけでございますので、せっかくのご質問とご指摘でございますので、来年またやるか、やらないかは、今はやめると言ったということでご理解をいただいて、再度また秋にでもご質問が出て、厳しい状況であれば考え直すという答弁になるのかなと。そんなことは町長として当然あつてはならないことだろうと思っておりますので、31年になってから、復活するかどうか、それから3年見るのかというようなことでまた

ご質問なりご指摘なりをいただいたほうがよろしいのかなという気持ちでおりますので、また改めてご質問、ご指摘があれば承りたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（森 淳君） これで2番、金木直文君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第2号

○議長（森 淳君） 日程第4、報告第2号 平成30年度定期監査報告（第1次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、鈴木典生君。

○代表監査委員（鈴木典生君） ただいま議題となりました平成30年度定期監査報告（第1次）につきまして、地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査（第1次）を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

1 ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の実施期間及び対象機関でございますが、離島地区の機関を対象に5月23日、24日、2日間の日程で焼尻、天売両支所及び各学校の6機関を船本監査委員とともに実施いたしました。

2、監査の対象とした事項は、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、提出された関係書類、帳簿等に基づきその内容を確認するとともに、関係職員から聞き取りにより実施をしたところであります。

3、監査の結果につきましては、財務に関する事務について各機関ともそれぞれ適正な執行に努められたものと認められました。

執行状況の主な内容につきましては、次のとおり報告いたします。2ページをお開き願います。天売支所、焼尻支所における1、公金取り扱い状況について申し上げます。両支所に納入のあった公金は、出納員において管理し、天売支所は北るもい漁業協同組合普通預金、焼尻支所はゆうちょ銀行通常貯金の出納員名義口座より羽幌町指定金融機関の会計管理者口座に振り込まれ、適正に処理されております。

(1)、天売支所のア、出納員扱いの差し引き保管額は、5月22日現在24万3,680円となっております。保管状況の内訳は、表の下段に記載のとおりであります。イの支所長取り扱いの北海道からの委任事務であります生活保護費の保管額は、受給者全てが口座振替による受給によりまして、支所長扱いはございません。

3 ページをごらん願います。(2)、焼尻支所のア、出納員扱いの差し引き保管額は5月22日現在35万6,885円で、保管状況は表の下段に記載のとおりであります。イの支所長扱いの生活保護費は、監査時点におきまして受給者全てが口座振替による受給となり、保管金はありません。

2、重度障がい肢体不自由者等交通費助成状況であります。事業の実施要綱に基づき、該当者は身体障害者手帳の交付を受けている方で障害程度1級、2級に該当する方に年24枚、それ以外の方には12枚、ハイヤー乗車券を交付しているものであります。乗車券1枚につき基本料金相当額を助成するもので、両支所の交付状況は合計3名であります。内容は、ごらんのとおりでございます。

次に、4ページをお開き願います。3、天売、焼尻研修センターの利用者数、29年度の実績についてであります。両島研修センターの計は、利用件数167件、利用延べ人員4,362人となっております。利用内容の主なものは、各団体の会合や町が主催する会議などあります。

4、通院者移送サービス業務委託状況及び利用者数であります。事業の実施要綱に基づき、おおむね65歳以上で身体、環境上等の理由により診療所への通院手段の確保が困難な方々の移送を業務委託により実施しているものでございます。平成29年度の区分ごとの実績は、表に記載のとおりであります。なお、焼尻支所におきましては、平成29年度につきましても受託業者がいないことから、直営で事業を行っております。

次に、5、住民基本台帳登録状況で住民の異動状況をあらわしております。4月30日現在における天売地区、焼尻地区の世帯数及び人口を前年度と比較しますと、両地区におきまして全て減少しております。合計では世帯数18世帯、人口で36人の減となっております。

次に、5ページをごらん願います。小中学校、高等学校の5月1日現在における学級編制と児童・生徒数等の状況をあらわしたものでございますが、区分ごとの内容につきましてはごらんをいただきまして、説明は省略させていただきます。なお、焼尻中学校につきましては、平成30年度より休校となっております。

以上で定期監査第1次報告とさせていただきます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから監査報告の内容について監査委員に対して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第2号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号 平成30年度定期監査報告（第1次）については原案のとおり承認することに決定しました。

◎報告第3号

○議長（森 淳君） 日程第5、報告第3号 平成29年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

本案について報告の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました報告第3号 平成29年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

平成29年度羽幌町一般会計予算の繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、同法施行令第146条第2項の規定により報告します。

平成30年6月14日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。平成29年度羽幌町一般会計で繰り越しを行った畜産担い手育成総合整備事業ほか1件について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

次のページをお開き願います。繰越明許費繰越計算書であります。各事業につきましては、本年3月の定例会並びに4月の臨時議会においてそれぞれ議決、承認をいただいた事業であります。6款農林水産業費、1項農業費において畜産担い手育成総合整備事業404万8,000円の財源内訳について、道補助金の内示は受けておりますが、補助指令を受けていないことから、形式上これを一般財源の当初予定額69万8,000円として繰り越すものであります。後日道補助金として確実に収入されますので、ご理解願います。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから報告第3号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第3号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号 平成29年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第5号

○議長（森 淳君） 日程第6、承認第5号 専決処分の承認について「平成30年度羽幌町一般会計補正予算」（第1号）。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました承認第5号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

平成30年6月14日提出、羽幌町長。

処分理由は、平成30年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。専決処分書であります。平成30年4月24日付による専決処分であります。

次のページの補正予算書をお開き願います。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ382万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ68億1,582万4,000円とするものであります。

補正の内容をご説明いたします。6ページをお開き願います。11款災害復旧費、土木施設災害復旧費において382万4,000円の補正は、二股沢川及び二十二線沢川において融雪に伴う増水により河岸が一部崩落し、隣接する農地での作業に支障を来すことから、早急に河岸復旧工事を実施するため増額補正するものであり、財源は前年度繰越金を充てております。なお、復旧工事につきましては、ゴールデンウィーク期間中に完了をいたしております。

以上が専決処分により補正をした予算の内容であります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから承認第5号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第5号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号 専決処分の承認について「平成30年度羽幌町一般会計補正予算」（第1号）は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第35号

○議長（森 淳君） 日程第7、議案第35号 羽幌町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました議案第35号 羽幌町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

平成30年6月14日提出、羽幌町長。

提案理由は、本年3月31日付で専決処分をした羽幌町税条例等の一部を改正する条例に関しまして、たばこ税の課税標準に係る字句が修正されたことから、改正しようとするものであります。地方税法の改正に伴い税条例を改正する場合、国から準則と言われる改正案が示され、これをもとに条例改正をいたしますが、本年4月26日付で改正案の字句に誤りがあり、修正する旨の通知がありましたことから、改正が必要となったものであります。

なお、改正部分の施行期日につきましては、本年10月1日となっておりますことから、課税等については支障は生じないものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

羽幌町税条例等の一部を改正する条例（平成30年羽幌町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正文を朗読いたしますが、別途お配りしております議案第35号 羽幌町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表につきましてもごらん願います。左側が現行条文、右側が改正後案となっており、改正箇所につきましては下線を引いております。

それでは、改正文を朗読いたします。第1条のうち羽幌町税条例（昭和32年羽幌町条例第1号）第94条に4項を加える改正規定中「たばこ税」を「金額」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第35号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 羽幌町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号

○議長(森 淳君) 日程第8、議案第36号 羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、今村裕之君。

○福祉課長(今村裕之君) ただいま上程されました議案第36号 羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成30年6月14日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

次のページをごらんください。羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年羽幌町条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別紙にて配付しております資料、羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表をごらん願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、改正箇所を下線を引いて表示しております。

第10条第3項は、放課後児童支援員についての規定であり、第4号の改正は規定の明確化で、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格としておりますが、教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にし、有効な教員免許状を取得した者を対象とすることに改めるもので、第10号の追加につきましては資格要件の拡大であり、一定の実務経験があり、かつ市町村長が適当と認めた者を新設するものであります。

ただいまの説明をもちまして、条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから議案第36号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号

○議長(森 淳君) 日程第9、議案第37号 羽幌町医師研究資金等貸与条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、豊島明彦君。

○健康支援課長(豊島明彦君) ただいま上程されました議案第37号 羽幌町医師研究資金等貸与条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

平成30年6月14日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、羽幌町医師研究資金等の貸与について申請期間の終期が平成33年3月31日を過ぎる申請があった場合に貸与可能とするため、改正しようとするものであります。

改正の内容を申し上げます。本条例は、北海道が設置する羽幌町内の病院及び診療所に勤務する医師で1年以上継続して勤務する意思を有する者を対象に、医療研究に必要な資金及び就業支度金を貸与することにより、羽幌町における医師の資質向上及び確保等を目的としているものでありまして、貸与につきましては希望する医師の申請により研究期間を1年間から最大3年間までとして貸与するものであります。平成33年3月31日限りでその効力を失う時限立法となっておりますことから、申請のあった貸与期間の終期が時限立法の期限を越えるものがあつた場合でもその効力を有効とするため、新たに附則に1項を加えるものであります。

次ページをお開き願いたいと思います。それでは、改正条文のほうを朗読させていただきます。

羽幌町医師研究資金等貸与条例の一部を改正する条例。

羽幌町医師研究資金等貸与条例(平成22年羽幌町条例第18号)の一部を次のように

改正する。

附則に次の１項を加える。

第５項、第４条の規定により貸与申請期間の終期が平成３３年３月３１日後となる申請があった場合においては、前項本文の規定にかかわらず、同日後もなおその効力を有する。

附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の羽幌町医師研究資金等貸与条例の規定は、平成３０年４月１日から適用する。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森 淳君） これから議案第３７号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第３７号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３７号 羽幌町医師研究資金等貸与条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第３８号

○議長（森 淳君） 日程第１０、議案第３８号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成２７年度～平成３１年度）の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） ただいま上程されました議案第３８号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成２７年度～平成３１年度）の変更につきまして、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

天売辺地及び焼尻辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成２７年度～平成３１年度）を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第８項において準用する同条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成３０年６月１４日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。総合整備計画において整備しようとする公共的施設の事業費の額及び辺地対策事業債の予定額を変更するとともに、新たな公共的施設の整備計画を追加する必要があり、平成３０年５月２２日付で北海道との協議が調いましたことから、提

案するものであります。

初めに、天売辺地についてご説明いたします。次のページ、総合整備計画書案をごらんください。1の辺地の概況、2の公共的施設の整備を必要とする事情に変更はございませんので、説明は省略をさせていただきます。

3の公共的施設の整備計画であります。次のページにあります別紙様式の内訳でご説明いたしますので、お開き願います。なお、この表にある数字のうち括弧書きの額が変更後の額となっておりますことをあらかじめご理解願います。初めに、教職員住宅であります。対象となっております教職員住宅建設事業について平成29年度までの事業費、特定財源、一般財源、うち辺地対策事業債の予定額をそれぞれ実績に基づき変更しようとするものであります。なお、数字の読み上げにつきましては、ただいまの説明をもって省略をさせていただきます。

次に、消防施設であります。平成30年度に北留萌消防組合消防署天売消防団の小型動力ポンプを更新することに伴い、羽幌町が負担する事業費相当分を増額するものであり、当辺地計画の期間内における事業費と一般財源を559万1,000円から801万5,000円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を550万円から790万円にそれぞれ変更しようとするものであります。

次に、焼尻辺地についてご説明申し上げます。次のページをごらんください。1の辺地の概況、2の公共的施設の整備を必要とする事情のうち、消防施設につきましては変更はございませんので、説明は省略をさせていただきます。今回区分として新たに追加する除雪作業車ありますが、現在使用しております車両が27年経過し、老朽化が著しいことから、このたび整備するものであります。当車両を整備することにより、適正な道路の維持管理を行うことで安心、安全な生活を守るとともに、冬期間の安定的な経済活動の発展に寄与するものであります。

次に、3の公共的施設の整備計画であります。天売辺地と同様に表にある数字のうち括弧書きの額が変更後の額となっておりますことをあらかじめご理解願います。消防施設につきましては、平成30年度に北留萌消防組合消防署焼尻消防団の小型動力ポンプを更新することに伴い、羽幌町が負担する事業費相当分を増額するものであり、当辺地計画の期間内における事業費と一般財源を559万1,000円から606万9,000円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を550万円から590万円にそれぞれ変更しようとするものであります。

次に、除雪作業車を新たに追加することに伴いまして、これに係る事業費と一般財源が2,681万6,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を2,680万円とするものであります。

以上が提案理由とその内容でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第38号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画(平成27年度～平成31年度)の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第39号

○議長(森 淳君) 日程第11、議案第39号 羽幌町過疎地域自立促進市町村計画(平成28年度～平成32年度)の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長(酒井峰高君) ただいま上程されました議案第39号 羽幌町過疎地域自立促進市町村計画(平成28年度～平成32年度)の変更につきまして、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

羽幌町過疎地域自立促進市町村計画(平成28年度～平成32年度)を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年6月14日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。過疎地域自立促進市町村計画に新たな事業としてスクールバス購入事業を追加するため、当計画を変更する必要があります。平成30年5月21日付で北海道との協議が調いしたことから、提案するものであります。

次に、内容をご説明いたします。次のページをごらんください。この表であります。過疎計画に登載しております事業計画で、今回変更しようとしている教育の振興の区分のうち、(1)、学校教育関連施設のスクールバスポートに係る箇所を抜粋したものであり、左側が現計画、右側が変更後の計画となっております。左の現計画では、スクールバスポートに関する事業を予定しておりませんことから、何も記載されておられません。右の変更後計画のスクールバス購入事業は、今年度の当初予算で予算措置されておりますスクールバスを町が事業主体となり購入するものであり、当購入費に係る財源として過疎対策事業債を予定いたしますことから、このたび(1)、学校教育関連施設の対象事業としてスクールバスポートを追加するものでございます。

以上が提案理由とその内容でございます。ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第39号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 羽幌町過疎地域自立促進市町村計画（平成28年度～平成32年度）の変更については原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時52分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第40号

○議長（森 淳君） 日程第12、議案第40号 平成30年度羽幌町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました平成30年度一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ4,888万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ67億6,693万8,000円とするものであります。

補正をいたします主な内容を申し上げます。4款衛生費、保健衛生費において医師研究資金等貸付金800万円の補正は、道立羽幌病院への医師配置数の増加及び天売診療所への常勤医師配置に伴い貸付額の増加が見込まれることから、増額するものであります。

次に、6款農林水産業費、農業振興費において経営体育成支援事業補助金300万円の補正は、農業経営の改善のため金融機関からの融資を活用し、農業用機械等を取得する地域の中心となる経営体に対し補助するものであり、財源につきましては全額道補助金を充

てております。

次に、10款教育費、事務局費において教員住宅建設事業7,078万3,000円の減額補正は、羽幌小学校及び羽幌中学校の各教頭住宅の建て替えについて国庫補助金が未配当となりましたことから、本事業を来年度に先送りすることとし、来年度の予算要望に係る費用を除き、関係経費を減額するものであります。

同じく、小学校費において小学校改修工事請負費651万2,000円の補正は、羽幌小学校グラウンド整備工事に関し、砂利の調達先として設計していた近郊の販売事業者が砂利販売から撤退したため、調達先を遠方に変更することに伴う運搬費の増加によるものであります。なお、財源につきましては、先ほどの教員住宅建設事業と同様に国庫補助金が未配当となりましたが、これまで実施してまいりました校舎建て替え事業等と一体で進めてきた経緯もありますことから、新たな財源として過疎対策事業債を充て、事業を実施することとしております。

次に、歳入につきましては、それぞれの事業に係る特定財源が増加しておりますが、不足いたします653万7,000円につきましては繰越金を充てております。

以上、今回補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） 続きまして、私から内容をご説明いたします。

10ページをお開き願います。歳出であります。6款農林水産業費、農地費につきましては、農業農村整備事業において一部事業費が起債対象となったことから、財源を一般財源から地方債へ更正するものであります。

次に、8款土木費、住宅管理費、同じく、住宅建設費につきましては、幸町団地建て替えに伴う既存建物の解体費用や敷地整備費用などの一部事業費が起債対象となったことから、財源を一般財源から地方債へ更正するものであります。

12ページをお開き願います。10款教育費、教育振興費において羽幌高等学校教育振興会補助金177万円の補正は、本年度羽幌高校への町外からの入学者数が当初見込みより増加したことなどから、バス定期券購入補助等の不足見込み分を増額するものであります。

同じく、中学校費、学校管理費において修繕料118万8,000円の補正は、羽幌中学校の暖房設備集中制御盤が故障し、暖房器具の安全管理に支障が出ることから、改修するものであります。

14ページをお開き願います。同じく、体育施設費において需用費142万7,000円の補正は、総合体育館屋上防水シート等の一部が破損したことに伴う補修費用として45万5,000円、スキー場リフトの非常用放送設備が故障したことに伴う改修費用として97万2,000円を計上いたしております。

以上が補正の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

昼食のため暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 58 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第 40 号について歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行います。

2 番、金木直文君。

○2 番（金木直文君） 小学校のグラウンド改修にかかわって砂利の購入先変更ということでお伺いをいたします。

町なかから聞いた声で、遠別町のほうから購入するように変更になったと聞いたのですが、単価的にいえば留萌のほうが安いだろうという声を聞きましたが、その辺の状況です。入札か何かやった結果なのか、単価的な比較検討はどのように行ったのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 学校管理課長、春日井征輝君。

○学校管理課長（春日井征輝君） お答えいたします。

現時点で私どもで砂利の購入について押さえている業者につきましては、管内では遠別町だけというふうに押さえておりますので、留萌市のほうの業者はたしか砂利は扱っていないのではないかとこのように思っております。いずれにしましても、再度調査のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（森 淳君） 5 番、小寺光一君。

○5 番（小寺光一君） 自分は、同じ羽幌小学校のグラウンド整備事業についてお伺いします。

先月、5 月の 16 日に文教厚生常任委員会の中で説明がありました。そのときにもいろいろ質問させていただいたのですけれども、終わった後も含めて自分なりに考えて、この事業自体は 3 月に予算化されていますし、いつかはやるべき事業ということで自分も納得して承認した事業です。ただ、今回ちょっと気になったのが財源の変更がどうしても、それでいいのかということでもちょっとお伺いしたいと思います。今回国の交付金が不採択に

なったということで、2,000万充てていたうちを起債のほうに移動するというので、同じ2,000万の収入というか、財源の移動だけなのですけども、交付金と起債ではかなり違うと思うんですけども、その辺自分の認識と違っていたら困るので、交付金のメリットというか、あと起債のメリット、デメリットがあれば教えていただきたいのですが。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

まず、交付金につきましては、事業費に対する何分の1当たるですとかという形になっているというふうに思います。今回につきましては、たしか3分の1だったと思いますけれども、上限が設定していますので、2,000万という形になっていると思います。起債につきましては、適債事業であれば充当ができるという形になっております。交付金については今申し上げましたとおり事業費に対して何割という形で当たりますし、起債については適債分について当たっているのと、今回充てますのは過疎債ですので、いわゆる借金にはなりませんけれども、後年度で交付税で補填がされると、そういう形になってございます。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 自分の認識とほとんど同じで、簡単に言うと交付金は国からその事業に対していただけるお金というふうに解釈しました。起債を組むということは、特別交付税、交付金で戻ってくるとはいえ、町に対しての借金だと思うのです。今までの流れからいうと、なるべく借金をしないように、しないようにというようなことで、さまざまな事業もお金がないということでやめている経緯があるにもかかわらず、交付金が当たらないから借金しようというふうになるのか、ならないのか。その辺簡単にではないとは思いますが、どういった経緯で話し合いが進められて、交付金がなかったときに起債に移動するというふうになったか、その経緯がもしわかれば教えてください。

○議長（森 淳君） 学校管理課長、春日井征輝君。

○学校管理課長（春日井征輝君） お答えいたします。

羽幌小学校の整備事業につきましては、体育館、校舎、あとグラウンドということで、先ほど町長のほうからのご説明があったとおり、一体で一応考えているという経緯がまずございます。それで、その中で今回教職員住宅と羽幌小学校のグラウンドの整備工事が交付金のほうが不採択になったということになりましたけれども、一回羽幌小学校の整備事業を起債のほうに財源を変更して実施することによって整備のほうを一旦完結して、また次の教育施設等の整備に進みたいという考えがあったものですから、今回グラウンドのほうを一体の工事ということで財源を変更して工事を実施するというふうに補正予算のほうを上げさせていただいた状況となっております。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） それも委員会のほうで説明いただいて、納得しています。自分は、

町全体の財政として2,000万の借金を充てることは今後これから長いスパンの中でいいことなのか、悪いことなのか、その判断をどういうふうにしたのかなというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時07分

再開 午後 1時07分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 今回の事業につきましては、先ほど学校管理課長も申しあげましたとおり、羽幌小学校の改築事業の一環という捉え方を町としてもしておりまして、校舎の改築、体育館の改装終わって、そしてグラウンドが最終的には未整備のまま残るということでは事業としては中途半端に終わるのでないかと。それであれば、ここで交付金が当たらずとも、起債を充当できることによって事業が完了できるのであれば、小学校のグラウンドの整備、それをもって羽幌小学校の改築事業が全て終了すると、そういうことも捉えまして今回小学校のグラウンド改修を進めることにしたという判断でございます。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 自分先ほど質問した答えではなかったもので、長きにわたって借金2,000万という金額が自分は大きいと思うのですけれども、そこはどういうふうに、借金を2,000万するということはどういうふうに考えて決めたかというのをお聞きしたのですけれども、問題ない金額なのでしょう。借金2,000万、それが返ってきたとしてもです。問題ないということであれば、問題ないで言っただけならばと思いません。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 町といたしましては、問題ないという判断のもとで行っていきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 先ほど一般質問の中で町長が過疎債を十二分に研究しているのだと、研究した上で過疎債に現在余裕がないという答弁があったのです。そこは2,000万ぐらいだったら余裕なのか。というのは、ほかの事業が過疎債に余裕がないということで、例えば先ほどの話でいうと子育て支援ができませんよという答弁があった中で、2,000万は僕は大きいと思いますけれども、町としてはそれは余裕の範囲内というふうに考えているのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

先ほどの一般質問の中でお答えいたしましたソフト事業に関しましては、各町村、過疎の対象になる町村につきましては基準財政需要額等々を勘案して上限が設定されてございます。ですので、それを超えて事業をやったとしても過疎については補填がないという形になっております。今回につきましてはハード事業でございますので、適債性があるものについてはまずは申請を行った上で、全国的、まず一番最初は多分北海道の部分、枠配分の中だと思えますけれども、その中で全体を集めた上で枠配分でできるのかどうか、それを勘案した上で同意等がいただけます。最終的には全道的な部分で執行残等がございますたら、もし足りないことがあっても補填されるということがございますので、とりあえず現時点ではハード分については申請をした部分は採択されるのではないかとというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） それでは、ハード事業に関しては過疎債に十分な余裕があるということで認識してもいいのでしょうか。ソフト事業は上限があるけれども、ハード事業はそれほどなく、十分に使える額があって、いろんな事業に使えるというふうな私の認識でよろしいでしょうか。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

今年度につきましては、当町のほうで当初上げてございました教員住宅の建設事業、こちらのほうを実施しないということで取り下げますので、当初予定した分よりは減額になってございますので、総体的には羽幌町の分については、満度かどうか、まだ同意の決定来てございませんけれども、中で対応できるのでないかとというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） あともう一つ、また先ほど一般質問の中であった話なのですが、リフォーム補助については一度とまって考え直すと、その時間が必要だということで、次年度やらないふうな答弁があったのです。自分は、グラウンドに関しても整備をするなどということではなくて、もし交付金が見つからないのであれば、違う方法を考えるなり、交付金がつくような時期まで待っても十分、緊急性はないと思っているのですけれども、もし来年まで待ったとしてもつくかどうかはわかりませんが、ただそれが借金2,000万、起債を組んで、起債のハード事業はほかの教員住宅をやらないから大丈夫なのだということとまたちょっと違う気がするのです。リフォーム補助と同じように一度立ちどまって、交付金申請にもう一度チャレンジしてみる。それはなぜかという、教員住宅のほうは来年度もう一回チャレンジすることなので、それはグラウンド整備にしてももう一回チャレンジしてみて、もしどうしてもだめだったらという判断も今必要なのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょう。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時13分

再開 午後 1時13分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） お答え申し上げます。

今回教員住宅と、それからグラウンドということで交付金の決定を得られなかったという中で、グラウンドについては今年度過疎債の部分、地方債の部分で実施したいということで、教育委員会といたしましては、先ほどから申し上げておりますように小学校の改築の体育館も改修いたしましたし、全体的な継続工事という形の中で進めたいと、全体計画として考えていた部分でございますので、そういう部分で優先度を高く考えておりました。そういう中で、町としてもご理解をいただいたというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） やりたい気持ちは十分にわかるのです。ただ、先ほど何度も言うとおおり、交付金と起債とは全然違って、借金がなければできない事業もあると思います。やりたい気持ちは本当に理解できますし、早く終わらせて次のというのわかりますけれども、ほかの事業を削ることに最終的に、全体総額からするとあり得るのではないかなというふうに自分は考えています。1億4,000万は、町民からしたら想像のつかない大きなお金ですけども、例えば1,400万の住宅を建てるときにもし200万の国なり町なりいただけるお金があるとすれば、もしその年抽せんに外れてしまったら、一般の普通の町民なら1年待つと思います。そのぐらいの割合の大きいお金だと思います。そう考えると、町がやりたいというのは十分よくわかるのですけれども、町民の感覚とは少しずつ来ているのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺はその割合、町長なのか財務課長かわかりませんが、どういうふうに考えているか、最後に聞かせてください。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 小寺議員のご質問にお答えしたいと思います。

ただいまの割合という部分については私の判断はできませんが、さまざまな案件の中で子育てというようなことで、小学校の改築ということはグラウンドをもって終了すると、それで子供たちのためには早くけりをつけたいというか、完成させたいという思いで、交付金が当たらないので、過疎債があるということでそういう選択をしたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 先ほど質疑の中でも言ったのですけれども、決して子供たちのためにグラウンド整備をしてはいけないという思いではなくて、町の財政全体を考えて今までの町の姿勢を見る中で、この2,000万を起債に移して借金をして慌ててやる事業ではないと自分は考えます。この点については、ほかのものに関してはあれですけれども、あくまでもこのグラウンドの整備事業に関しては反対という立場で討論させていただきました。

○議長（森 淳君） 大変失礼しました。討論の挙手があった場合に議長のほうから事前に説明をする慣例になっておりましたが、飛ばしましたので、改めて説明させていただきます。

挙手がありましたので、討論に入る前に申し上げます。討論については、会議規則第52条により、最初に反対者、次に賛成者を発言させることとなります。討論の回数は、1人1回限りとなります。

そこで、今まず原案に反対者の発言がありましたので、次に原案に賛成者の発言を許します。

3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） いろいろ小寺議員のやりとり聞いていましたけれども、ただこのグラウンド整備事業というのをやるということは当然土木、建築業においては効果がある事業だと思います。教員住宅今年度やらないということですので、非常に停滞しています。ぜひやるということには僕は賛成したいと思います。

○議長（森 淳君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

反対討論がありましたので、この採決は起立によって行います。

議案第40号 平成30年度羽幌町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 淳君） 起立多数であります。

したがって、議案第40号 平成30年度羽幌町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号

○議長（森 淳君） 日程第13、諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題と

します。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

住所、苫前郡羽幌町栄町101番地の78、氏名、花房毅、生年月日、昭和19年4月13日生まれ、74歳であります。

現委員であります花房毅氏が平成30年9月30日付をもって任期満了となるため、氏の人格、識見から、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたく、ご提案を申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これから諮問第1号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦については同意することに決定しました。

◎発議第5号

○議長（森 淳君） 日程第14、発議第5号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思っております。なお、派遣する議員については、案件を勘案の上、その都度議長において指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号 議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第6号

○議長（森 淳君） 日程第15、発議第6号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事務調査について、それぞれの

委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

◎日程の追加

○議長(森 淳君) お諮りします。

ただいま町長から議案第41号、議案第42号及び議案第43号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2及び追加日程第3として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、議案第42号及び議案第43号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2及び追加日程第3として議題とすることに決定しました。

◎議案第41号

○議長(森 淳君) 追加日程第1、議案第41号 産業廃棄物埋立処分場建設工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、敦賀哲也君。

○建設課長(敦賀哲也君) ただいま上程されました議案第41号 産業廃棄物埋立処分場建設工事請負契約の締結について、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

平成30年6月15日提出、羽幌町長。

契約の目的は、産業廃棄物埋立処分場建設工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

契約金額は2億2,842万円、うち消費税額1,692万円を含みます。

契約の相手方は、北一・水上経常建設工事共同企業体、代表者、苫前郡羽幌町南大通5丁目3番地、株式会社北一組代表取締役、忠津章。

提案理由でございますが、契約の予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年羽幌町条例第20号)第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第41号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 産業廃棄物埋立処分場建設工事請負契約については原案のとおり可決されました。

◎議案第42号

○議長（森 淳君） 追加日程第2、議案第42号 物品購入契約の締結について「除雪ドーザの購入について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、敦賀哲也君。

○建設課長（敦賀哲也君） ただいま上程されました議案第42号 物品購入契約の締結について、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

平成30年6月15日提出、羽幌町長。

契約の目的は、除雪用ドーザ、11トン級、1台の購入でございます。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

契約金額は2,143万8,000円、うち消費税額158万8,000円を含みます。

契約の相手方は、苫前郡羽幌町北大通3丁目20番地1、有限会社北王自動車整備工業代表取締役、有沢護。

提案理由でございますが、契約の予定価格が1,500万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第42号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号 物品購入契約の締結について「除雪ドーザの購入について」は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号

○議長(森 淳君) 追加日程第3、議案第43号 物品購入契約の締結について「ロータリ除雪車の購入について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、敦賀哲也君。

○建設課長(敦賀哲也君) ただいま上程されました議案第43号 物品購入契約の締結について、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

平成30年6月15日提出、羽幌町長。

契約の目的は、ロータリ除雪車、装置幅2.6メートル、2,300トン級、1台の購入でございます。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

契約金額は4,352万4,000円、うち消費税額322万4,000円を含みます。

契約の相手方は、苫前郡羽幌町北3条1丁目9番地、有限会社羽幌自動車工業代表取締役、前中眞。

提案理由でございますが、契約の予定価格が1,500万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから議案第43号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号 物品購入契約の締結について「ロータリ除雪車の購入につ

いて」は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 淳君） これで本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、平成30年第4回羽幌町議会定例会を閉会します。

（午後 1時32分）